

○指定（登録）取消し事業者一覧

処分日	サービス種別等	指定取消しの理由
平成28年 4月30日	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 人格尊重義務違反 （障害者総合支援法第50条第1項第2号） ・従業員が、平成27年8月1日に利用者の自宅において、台所にあった包丁を持ち出し、利用者に恐怖を感じさせた。</p> <p>介護給付費の請求に関する不正 （障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・利用者2名について、平成23年1月から平成27年7月までの間、サービスを提供していないにもかかわらず、不正に請求を行い、介護給付費を受領していた。 ・利用者1名について、平成25年10月から平成27年9月までの間、実際のサービスよりも多く、不正に請求を行い、介護給付費を受領していた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第10号） ・利用者2名のサービス提供について、虚偽の契約書、重要事項説明書、利用契約における個人情報使用同意書を作成した。 ・利用者3名の不正請求のサービス提供記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 障害者総合支援法の違反 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・同一所在地で指定を受けている居宅介護事業所（居宅介護）が障害者総合支援法に違反した。</p>
平成28年 7月31日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 （障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・利用者4名について、平成26年10月から平成28年3月までの間、実際に行ったサービスよりも多く介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第10号） ・利用者4名の不正請求のサービス提供記録について、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p>【重度訪問介護】、【同行援護】 障害者総合支援法の違反 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・同一所在地で指定を受けている居宅介護事業所（居宅介護）が障害者総合支援法に違反した。</p>
平成28年 12月31日	居宅介護 重度訪問介護	<p>その他福祉に関する法律の違反 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・居宅介護及び重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>
平成29年 2月28日	居宅介護 重度訪問介護	<p>不正の手段による指定 （障害者総合支援法第50条第1項第8号） ・指定申請の際に、他の事業所で勤務しており、当該事業所において勤務できない者を常勤のサービス提供責任者、非常勤の訪問介護員として申請し、不正の手段により指定を受けた。</p>
平成29年 3月31日	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 （障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・利用者8人に対し、平成24年11月から平成28年7月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>その他福祉に関する法律の違反 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・居宅介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第50条第1項第10号） ・一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 障害者総合支援法その他福祉に関する法律の違反 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・重度訪問介護事業と一体的に運営する居宅介護事業及び介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。</p>

処分日	サービス種別等	指定取消しの理由
平成29年 4月30日	居宅介護 重度訪問介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正 (障害者総合支援法第50条第1項第5号) ・利用者4人に対し、平成26年1月から平成28年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービスを行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p> <p>障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (障害者総合支援法第50条第1項第10号) ・一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成した。</p> <p>【重度訪問介護】 その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・重度訪問介護事業と一体的に運営する居宅介護事業及び介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為が行われた。</p>
平成29年 8月31日	生活介護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・生活介護事業と一体的に運営する放課後等デイサービス事業において、障がい児通所給付費の請求に関する不正が行われた。</p>
平成30年 3月31日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>
平成31年 1月31日	就労移行支援 就労継続支援B型	<p>【就労移行支援】【就労継続支援B型】 不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、他の勤務があり当該事業所において、常勤の従業者として勤務できない者を、常勤の職業指導員として申請し、不正の手段により指定を受けた。</p>
平成31年 3月31日	就労継続支援B型	<p>不正の手段による指定 (障害者総合支援法第50条第1項第8号) ・指定申請の際に、虚偽の管理者兼サービス管理責任者の「実務経験証明書」を使用し、不正の手段により指定を受けた。</p>
平成31年 3月31日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<p>その他福祉に関する法律の違反 (障害者総合支援法第50条第1項第9号) ・居宅介護、重度訪問介護と一体的に運営する介護保険法の訪問介護事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>